

里親等への
委託が解除された方・
委託中の方へ

児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付事業のご案内

東京都内に在住する里親等への委託が解除され、
進学・就職される方の自立に向けた資金を
無利子で貸付けする事業です。

委託解除後、就職した
時に2年間を限度

家賃支援費

53,700円/月*

大学等の在学期間中

生活支援費

50,000円/月

家賃支援費

53,700円/月*

就職に必要な

資格取得支援費

250,000円以内

※あなたが住む区市町村に
よって「貸付上限額」は
変わります

いずれも一定期間就職を継続すると、
返済が免除されます!!



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

つなげる笑顔のかけ橋

次のような資金があります

～あなたの現在の状況により、貸付けできる資金の範囲が異なります～

大学等※に在学している方（以下「進学者」）

1 生活支援費 50,000円/月

2 家賃支援費

- 1か月の家賃相当額（管理費や共益費を含む）
- あなたが住む区市町村によって、「貸付上限額」は変わります。
→貸付上限額は次頁の表をご覧ください。

3 資格取得支援費 250,000円以内

- 就職に必要となる資格を取得するための費用（実費）です。
- 自立生活スタート支援事業（別制度）の「技能習得資金」と併用できる場合があります。



※大学等は、学校教育法第83条に規定する大学、学校教育法第115条に規定する高等専門学校及び学校教育法第124条に規定する専修学校です。

就職している方（以下「就職者」）

1 家賃支援費

- 1か月の家賃相当額（管理費や共益費を含む）
- あなたが住む区市町村によって、「貸付上限額」は変わります。
→貸付上限額は下の表をご覧ください。



家賃支援費の貸付上限額（東京都内の例）

区市町村	貸付上限額
区部、市部（羽村市・あきる野市を除く）	53,700円/月
羽村市、あきる野市、瑞穂町	45,000円/月
日の出町、檜原村、奥多摩町、島嶼部（町村部）	40,900円/月

（2017年3月現在）

施設等に入所中の方

1 資格取得支援費 250,000円以内

- 就職に必要となる資格を取得するための費用（実費）です。
- 自立生活スタート支援事業（別制度）の「技能習得資金」と併用できる場合があります。



資金を借りるまでの流れと手続き方法

- まず、委託が解除された又は委託中の里親等にご相談ください。
- 連帯保証人が原則必要です。
※連帯保証人については、里親等に確認してください。

1

相談

里親等を通して、東社協が相談を受け付けます。

2

面接

あなたと里親等、東社協で面接をします。

3

借入申込書提出

里親等を通して、借入れの申し込みをしていただきます。

4

貸付審査

貸付けの可否について、審査をします。

5

貸付決定

貸付けが決定したら、貸付決定通知と借用書をお送りします。

6

借用書の提出

里親等を通して、借用書を提出していただきます。

7

貸付金送金

ご指定の口座に送金します。

8

資金使途報告

領収書等の使途のわかる書類を提出してください。



貸付金の返済免除

下記の場合は返済が免除されます。

	返済免除の要件
進学者	大学等卒業後1年以内に就職し、5年間業務に従事した場合
就職者	就職から5年間業務に従事した場合
資格取得希望者	就職から2年間業務に従事した場合 ※大学等に在学中に貸付した場合は、大学等卒業後1年以内に就職し、2年間業務に従事した場合

借入れについては
委託が解除された里親等
又は委託中の里親等まで
ご相談ください。



〒162-8953

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会（東社協）
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金担当

TEL 03-3268-7238 FAX 03-3235-5979